平成２２年（フ）第６８号
釧路市白金町13番５号
債務者　富岡　　清
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１３１号
釧路市美原１丁目43番652号
債務者　工藤　健志
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１３２号
釧路市美原１丁目43番652号
債務者　工藤美奈子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１３３号
釧路市光陽町13番12号
債務者　二上真由美（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１３５号
釧路市暁町６番16号
債務者　宮古　　正
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１４２号
釧路市中島町１番131号　ロジェ中島１―301号室
債務者　矢野　晋一
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１４４号
北海道川上郡弟子屈町高栄１丁目５番13号
債務者　川島　琴美（旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１４９号
釧路市愛国東３丁目10番25号　グリーンハイツ
債務者　近野　秋直
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１号
釧路市暁町８番８号
債務者　和川　　弘
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２１年（フ）第１３３１号
千葉県市原市能満1851番地
破産者　新庄美代子
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８号
北海道旭川市東旭川北三条５丁目１番30号
破産者　栄木合板株式会社
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７号
群馬県高崎市上中居町773番地３
破産者　株式会社もらんご
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３２２号
群馬県高崎市新町3036番地２
破産者　株式会社小板橋総建
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３８９号
大阪市天王寺区真田山町１番５号キャスタービル１階
破産者　有限会社大新商店
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９４４号
高知市薊野西町３丁目２番２号
破産者　株式会社島内建設
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成１９年（フ）第２４３１２号
東京都板橋区赤塚新町２丁目13―４
破産者　篠崎　謙悟
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４号
東京都渋谷区渋谷３丁目６番３号
破産者　日本ソフアック株式会社
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部